

# 議 事 録

令和7年8月10日

開催場所	伊賀市役所本庁5階 501会議室	14:30～16:00
会議名	第26回伊賀市農業委員会総会	
出席者	坂本 森下 吉岡 川口(貞) 西口 喜久永 玉岡 門口 森田 高田 西田	
	大田 藤室 松永 中原 福岡 田中 池町 福地 稲森 橋本 折戸	(計22名)
欠席者	川口(一) 山本 西尾 喜多	
事務局	前川 山出 矢野 北田 岡嶋 勝本	

## 議 事

事務局 (司会)	<p>それでは時間となりました。 月次総会に入る前に、総会資料(事項書)をご覧くださいまして、3. のその他という事項で、伊賀市農業振興地域整備計画の総合的な見直しについてを農林振興課の方からご説明していただきたいと思いますので、この資料「伊賀市農業振興地域整備計画の総合的な見直しについて(案)」という資料をご覧くださいと思います。 それに基づいて、農林振興課〇〇主幹の方からご説明申し上げますので、よろしく願います。</p>
〇〇主幹	<p>皆さんこんにちは。 伊賀市農林振興課の〇〇です。いつもお世話になっております。ありがとうございます。 先ほど、局長の方から紹介がありましたとおり、ちょっとお時間をいただきまして、農業振興地域整備計画の見直しという事で今年度やって参りたいと思っておりますので、概要を簡単に説明させていただきたいと思います。 座って説明させていただきます。失礼します。</p> <p>この1枚ものの資料「農業振興地域整備計画の見直し」という紙を配らせていただいております。 この農業振興地域整備計画という制度自体はよく言葉で出てくる農用地の除外であるとか編入とか、そういった事をする時の手続きに必要な計画でございまして、例えば、農振除外をする時とか農振を編入する場合には、この農業振興地域整備計画を変更しなければならないという事が法律で定められております。 そういった事で、今回何をするのかというと、総合的な見直しという事で書いてあるとおりですね、将来的な農地利用を確保すべき土地などを指定するもので、農業施策や土地利用の規制が対象となるもので、これ、国の方では5年ごとに基礎調査を実施して、この計画の総合的な見直しを行うものであります。</p> <p>今年度につきましては、この調査の一環として、地域の実情を把握して計画に反映するという事で、各支所単位で地域の住民自治協議会の代表者に説明会を開催したいという説明でございます。 ちなみに、前回は平成29年の11月から約2ヶ月ぐらいをかけて住民自治協議会単位で説明会をさせていただいて、だいたい1年から2年ほどかかって平成31年の4月に変更したという経緯がございます。</p> <p>また、1番下においてある(3)の参考というところで、一般管理という俗に言う半年に1回実施しているもので、目的があつて転用したいけど農用地に入っているのを除外したいというケースや中山間の事業を取り組みたい、多面的支払事業をするにあたって農振地域に入っていないので編入したいというケースで手続きがあれば例年どおり半年1回の手続きを行って参りました。</p>

今回、総合的な見直しというのは、目的がなくても例えば、地域の声で「ここは将来農地として残しておいても振興できないじゃないか」という場所があれば除外する。もちろん、編入も可能で、これからこの箇所を振興していかなければならないという箇所は編入してもらっても構わないですが、例えば、昔に基盤整備しなかったかの理由はわからないが出来なかったかで、現在、山林化しているような箇所がある場合は、この際に除外するという事が可能となっております。

そういった事で、現段階のスケジュールでは(案)の状態ですが、今思っていることは、支所単位で住民自治協議会の代表者会議があると聞かせてもらっているの、早い地域は8月下旬ぐらいから(阿山が一番早いですかね。25日だと)このように自治協議会の代表者の方が寄っていただく機会に合わせて、こういった事をしていますよと説明させていただいて、また、その各地区でまとめていただいたものを市の方で取りまとめをしたいと思っております。

農振の除外については、何でも外せる訳でないの、例えば、基盤整備がされている所についてはもちろんの事除外はできません。

荒れてしまっているけど基盤整備がされているのでなかなかできないという所については、この5年に1回の見直しで除外ができるという訳ではございませんので、その辺はよく勘違いされる方がおられるんですけど、普通の一般管理同じで目的があるかないかだけの話なのでちゃんと基盤整備されている、国等からのお金が充てられているような所は外せないという事となっております。

この資料の真ん中あたりの下に手続きの流れというのが記載されておりますが、まだ各調整ができていない日もあります、各支所単位で住民自治協議会の方に説明させていただいて、各自治会の方に関係資料(地図等)を持ち帰ってもらって自治会(区)の中で「ここは、もう山になってしまっている場所やから除外しよう」というような場所があれば除外していただく協議や調整をしていただき、それを地図と紙でまとめていただいたものを自治協議会へ提出いただくという方向で考えております。

その後、この書類を受け取っていただいた住民自治協議会の代表の方については、各担当地区の農業委員さん、推進委員さんに確認してもらって市の方へ提出していただく流れとなっております。

スケジュール的には年内ぐらいを目途に思っていますが、まだ流動的ですが年内を予定しております。

それから、この8月に各住民自治協議会に説明をさせてもらって取りまとめたものが年末ぐらいには委員さんへ確認の依頼があり、確認したものを自治協議会さんがまとめて市の方へ提出していただけたらと思っております。

なお、無い地区もあるかもしれませんが、これから各住民自治協議会から書類等が出てきたら協力をお願いいたします。

本日は、この1枚ものの資料ですが、まとめ方等の資料を8月中にはご案内させてもらおうと思っておりますので、委員さんの皆様にはご認識いただきたいと思っております。

あと、制度的の話になりますが、自治協の方から除外や編入について聞かれる場合があると思われま。その際、1個1個委員の方で回答は困難と思われま。一旦は提出される書類の事実を確認していただき、外せる外せないという話については、こちらで確認をさせていただきますので、各地域から出てきた内容で「この地域はここを外そうとしているんやな」という事をご認識いただき提出いただけたらと思われま。年末ぐらいには書類が届くと思われま。ご協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

事務局  
(司会)

説明が終わりました。この件につきまして、まだ未定というところもありますが、ご質問等現時点でございましたらお願いしたいと思います。

事務局 (司会)	よろしいですかね。 はい、5年に1度の大幅な見直しを行うという事で、また、委員の皆様にはご協力・調整等が必要でありましたらよろしくお願ひいたしたいと思ひます。
〇〇主幹	また、いつも3階の農林振興課におひますので、寄って聞ひていただひても結構です。 いざ書類が出てきた時に、これ、どうひうことなの？という事が出てくると思ひますので、また相談していただけたら対応させていただきますのでお願ひいたします。 本日は、お時間をいただきましてありがとうございます。
事務局長	ありがとうございます。
議長	それでは、只今から8月の月次総会を開催いたしたいと思ひます。 総会の成立報告を事務局からお願ひいたします。
事務局 (司会)	委員総数24名中、年次総会と同じく、現在20名の委員に出席をいただひておひます。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に総会の成立案件という規定があり、今回、過半数の出席を満たしておひますので、本総会が成立していることを報告申し上げます。
議長	次に、本総会の日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ござひませんか。
一同	異議なし
議長	次に、議事録署名人を指名したいと思ひます。 署名者は、22番の西口委員・23番の喜久永委員にお願ひいたします。
議長	本総会の会議は農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することとなっておりますので、ご承認いただきたくと思ひます。
議長	それでは、只今から議事に入ります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、報告案件ですので一括して報告をお願ひいたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願ひいたします。
事務局 (矢野)	はい、失礼します。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。 総会資料1ページでございます。 賃貸借の合意解約がなされ、報告件数1件、筆数は田:2筆、面積は合計4,381㎡の通知がありましたので報告いたします。
事務局 (矢野)	続きまして、報告第2号 総会資料2ページでございます。 使用貸借契約の解約による通知についてご説明いたします。 無償の貸借である使用貸借の合意解約がなされ、報告件数1件、筆数は田:1筆、面積は696㎡についての通知がありましたので報告いたします。 以上です。
議長	説明が終わりました。ご発言ござひませんか。
議長	はい、無ひようですので、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については報告のとおりご承認いただひきたいと思ひます。
議長	続きまして、農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。 議案第1号 No.1～No.7について事務局からの説明をお願ひいたします。
事務局 (矢野)	議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。 総会資料3ページからです。

<p>事務局 (矢野)</p>	<p>No.1 明細は総会資料のとおりです。  譲受人の耕作面積は、現在72aで取得後は74aとなる予定です。  本人の農作業歴は10年で本人が常時従事されております。  農機具は、耕運機・草刈り機等を所有しており、申請につきましては、露地野菜を作付する予定です。  譲渡人が遠方で管理ができず、申請地の隣地を保有する譲受人に買い取ってもらう事になった次第で、譲受人の自宅のすぐそばでもあることから、今後も効率的に活用できると認められます。  なお、周辺地域の農業に対して支障はなく、借受人もございません。</p>
<p>事務局 (矢野)</p>	<p>続きまして、No.2・No.3につきましては譲受人が同一ですので、併せて説明いたします。  明細は総会資料のとおりです。  譲受人の耕作面積は3,499aで取得後は3,518aとなる予定です。  譲受人は平成8年に設立された農地所有適格法人で理事3名を含めた構成員5名が常時従事しており、農機具はトラクター・田植え機・コンバイン・乾燥機・収穫機・動力カルテ・ローラーリフトをそれぞれ所有されております。  申請地につきましては、田んぼは水稻、畑についてはにんにくや玉ねぎを作付する予定です。  譲受人は予野地区を中心に大規模に経営している法人でありまして、当該地につきましても同じ地区内でございますので、効率的に活用できると認められます。  なお、周辺地域の農業に対して支障はなく、借受人もございません。</p>
<p>事務局 (矢野)</p>	<p>続きまして、No.4 明細は総会資料のとおりです。  譲受人の耕作面積は現在、565aで取得後は603aとなる予定です。  譲受人は、令和3年に設立された農地所有適格法人で役員4名中4名が常時従事し、農機具はトラクター・田植え機・コンバイン・耕運機等必要に応じて1台ずつリースをしており、軽トラック3台と草刈り機につきましては、所有をしております。  当該地につきましては、水稻を作付する予定です。  譲受人は相続で農地を取得したものの管理ができなくなったため、譲渡人の地元で請け人を探していたところ、本請け人と契約が成立した次第でございまして、譲受人は広域的に水稻や飼料作物を作付しており、当該地につきましても効率的に作付できると認められます。  なお、周辺地域の農業に対して支障はなく、借受人もございません。</p>
<p>事務局 (勝本)</p>	<p>続きまして、No.5 詳細は議案書のとおりです。  譲受人の耕作面積は345aで取得後は352aとなります。  農作業歴は本人が10年、父が60年で常時従事しています。  農機具は、トラクター・コンバイン・田植え機・乾燥機を各1台所有していて、水稻を耕作される計画です。  申請地は、自宅から車で5分ほどであることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。  なお、周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人もおりません。</p>
<p>事務局 (勝本)</p>	<p>続きまして、No.6 詳細は議案書のとおりです。  譲受人の耕作面積は231aで取得後は237aとなります。  農作業歴は本人が50年、妻が40年で常時従事しています。  農機具は、トラクター・コンバイン・田植え機・乾燥機を各1台所有していて、水稻を耕作される計画です。  申請地は、自宅から車で5分であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。  なお、周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。</p>

事務局 (勝本)	<p>続きまして、No.7 詳細は議案書のとおりです。  譲受人の耕作面積は730aで取得後は755aとなります。  農作業歴は5年で本人が常時従事しています。  農機具は、トラクター4台、コンバイン3台、田植え機2台を所有していて、水稻を耕作される計画です。  申請地は、自宅から車で10分ほどであることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。  なお、周辺地域の農業に対して支障はありません。また、申請地にかかる借受人はおりません。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、花垣地区、河合地区、長田・花之木地区、新居地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
中原委員	<p>No.1 花垣地区です。  7月30日に現地確認を行いました。No.1につきましては、譲受人と譲渡人が両隣という事で問題はないと思います。</p> <hr/> <p>No.2、No.3につきましては、譲受人が同一で、〇〇さんという事で先ほど事務局さんの説明のとおりで問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p>
福地委員	<p>河合地区です。  先ほど事務局の説明のとおりで計画的に事業に取り組まれるという姿勢も見受けられ、問題なしと判断いたしましたので、皆様方の審議をよろしくをお願いいたします。</p>
門口委員	<p>No.5でありますけど、譲受人の方については、学校の先生で農業をするという事で兼業農家であります。年齢も53歳ということでありまして、問題はないと思います。</p> <hr/> <p>No.6の申請ですけど、場所が名阪国道の側道沿いにあります。周りの三方は〇〇さんの所有する農地でありまして、農地の集約化という意味では非常に効率が図れるという事です。</p>
森田委員	<p>No.7 新居地区です。  7月30日に関係者で立会を行いました。詳細については、事務局の方の説明のとおりで、この〇〇さんが作業をする作業所近くの田んぼですので、有効に利用されることと思います。問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>はい、無いようですので質疑を終了し、採決いたします。</p>
議長	<p>議案第1号 No.1～No.7について、一括して採決することにご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
議長	<p>議案第1号 No.1～No.7について、原案とおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
一同	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～No.7については、原案どおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第1号 No.8～No.11について、事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局 (岡嶋)	<p>No.8 申請内容については総会資料のとおりです。  譲受人の伊賀市での耕作面積がないため、現地立会時に新規営農面談を行いました。  営農計画書により、佐那具町の農地でトマト・きゅうり等を栽培し、自家消費するとの事で新規営農者として認められたところです。  農作業歴は本人、家族等ございませんが近隣の方に教えていただき、少しずつ耕作されるという事です。  農機具は、草刈り機2台を所有しており、トラクター・耕運機は購入する予定です。  申請地は、自宅から車で7分程度であり、実家も近隣にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。  周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (山出)	<p>No.9 明細については総会資料のとおりです。  譲受人の耕作面積は107aで取得後の耕作面積は107aとなります。  農作業歴は本人が50年、妻が30年で本人と妻が常時従事しています。  農機具については、トラクター・田植え機・コンバイン・耕運機・軽トラックをそれぞれ1台保有しています。  申請地につきましては、家の裏の畑という事もあり、自家消費程度の野菜を栽培する予定です。  今回の申請につきましては、譲受人が施設への入所に伴い農作業ができなくなった事から、以前からその農地を耕作管理をされていた譲受人が農地を譲り受けることとなり、取得後も効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請地にかかる借受人もおりません。</p>
事務局 (山出)	<p>No.10 明細については総会資料のとおりです。  譲受人の耕作面積は180aで取得後の耕作面積は196aとなります。  農作業歴は本人が9年、義妹が8年で本人と義妹が常時従事しています。  農機具はトラクター2台、コンバイン1台を保有しており、他の機械につきましては、必要に応じて親戚との共同利用をしており、現在は水稻を作付されています。  今回の申請につきましては、譲渡人と譲受人は知人であり、譲渡人が高齢で農作業が困難となってきたため、周辺で耕作されている譲受人が農地を譲り受けるものであって取得後も効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請地にかかる借受人もおりません。</p>
事務局 (山出)	<p>No.11 明細については総会資料のとおりです。  譲受人の耕作面積は無く、取得後の耕作面積は0.8a(89㎡)となります。  農作業歴は無く、取得後は自家消費程度の野菜を作付する予定です。  今回の申請につきましては、隣のお住まいの譲渡人が高齢と身体的な事由により、畑の管理ができなくなったため、譲渡人の隣で家を新築している譲受人が贈与という形で畑を譲り受けるものであり、当該地についても新築中の家の南側で宅地に接している土地であるため、効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農地に対して支障はありません。なお、申請地にかかる借受人もありません。  以上です。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、府中地区、阿保地区、中瀬地区、上野地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
高田委員	<p>府中地区です。  7月28日に関係者で現地立会を行いました。事務局の説明のとおり別に問題はないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。</p>
折戸委員	<p>No.9 阿保地区です。  7月31日に関係者で現地立会を行いました。先の事務局から説明のあったとおり別に問題はないと思います。</p>

西田委員	No.10 中瀬地区です。 7月31日に関係者で現地立会を行いました。譲受人は地元の農業者でありまして、何ら問題はないと思います。
玉岡委員	7月31日に関係者一同現地確認を行いました。事務局からのご説明のとおりでございます。今、建築中の家のすぐ裏ということで効率よく耕作(野菜づくり)ができると思います。よろしく願いいたします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	No.8なんですけども、佐那具のどの辺になりますか。場所を教えてくださいませんか。
事務局 (岡嶋)	〇〇の西にあたります。
西田委員	〇〇ってどこ？
事務局 (岡嶋)	マックスバリュ(佐那具店)から町の中へ入っていったところですよ。
西田委員	旧道？
事務局 (岡嶋)	そうです。旧道です。 マックスバリュから旧道を入れてもらったら〇〇というのが左側にあります。そこから西側へ70m～100mほど行ったところの農地です。
西田委員	道路沿いなんやね。
事務局 (岡嶋)	そうです。少し中に入らなければなりませんけど・・・
西田委員	私が勝手に思って悪いんですが、一反半もある田で農業経験もあまりなさそうな方ですが、大変だと思うし、野菜を作って自家消費する？農業が好きなんですね。いくつぐらいの方なの。
事務局 (岡嶋)	38歳です。
西田委員	職業は何をされているの？
事務局 (岡嶋)	隣の〇〇です。自分の親が経営している会社で本人も働いています。
西田委員	〇〇の息子さん？
事務局 (岡嶋)	そうです。息子さんです。農地も実家も近いところにあります。
西田委員	しっかりと野菜を作ってもらおうように・・・
議長	他にございませんか。
議長	他にないようですので、質疑を終了し採決いたします。
議長	議案第1号No.8～No.11について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第1号 No.8～No.11について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.8～No.11については、原案どおり許可することに決定をいたしました。

議長	続きまして、議案第2号「農地法第4条にこの規定に基づく許可申請について」を議題といたします。
議長	議案第2号 No.1～No.3について、事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 (北田)	失礼します。議案書5ページをご覧ください。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。
事務局 (北田)	No.1 明細は総会資料のとおりです。 申請地は比自岐地区市民センターから南東へ300mほどに位置し、第2種農地に該当します。 申請地は、平成24年から自家用駐車場として利用していたことから始末書を添付しての申請となっており、農地に戻すことも困難なため、今回の転用はやむを得ない判断します。 取水もなく、排水は雨水のみで、既設水路へ放流にて処理をします。また、現状のまま利用する事から新たな造成工事は無く、必要な資金も発生しません。 隣接する土地所有者には事業内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局 (勝本)	No.2 申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、伊賀鉄道の新居駅から西へ100mほどに位置した第3種農地です。 申請地は、平成30年より住宅敷地の駐輪場及び物干し場として利用していたことから、現状に見合うよう是正するために始末書を添付しての申請となっております。 農地に戻すことは困難であるため、今回の転用はやむを得ないと判断します。 取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。
事務局 (勝本)	続きまして、No.3 申請地は猪田地区市民センターから北西へ500mほどに位置した第2種農地です。 申請地は、昭和10年より住宅敷地の庭園として利用していたことから、現状に見合うよう是正するため、始末書を添付しての申請となっております。 農地に戻すことも困難であるため、今回の転用はやむを得ないと判断します。 取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。  なお、本日は猪田地区の農業委員さんは欠席されておりますが、7月30日に関係者一同で現地立会を行い、問題はないとのご意見をいただいております。 以上です。
議長	只今の説明に関連して、比自岐地区、新居地区の担当委員の方から現地確認の結果及び補足説明をお願いいたします。
松永委員	No.1 比自岐地区でございます。 29日に関係者で立会をいたしました。申請地は、申請者の居宅に隣接するところでありまして、原形を見たら完璧な駐車場でした。 事務局の説明のあったとおり、問題はないと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。
森田委員	7月30日に立会を行いました。 こちら、事務局の説明のとおりで、現状が駐輪場と物干し場で農地に戻すことは困難と思います。審議の方よろしく願いいたします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ないようですので質疑を終結し、採決いたします。

議長	議案第2号 No.1～No.3について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第2号 No.1～No.3について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」No.1～No.3については、原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	議案第3号 No.1～No.4について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 (北田)	失礼します。議案書6ページをご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。
事務局 (北田)	No.1 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、伊賀鉄道依那古駅の東へ1kmほどに位置し、第2種農地に該当します。 申請地は、〇〇というお寺の向かいにあり、譲受人は現在、〇〇の住職をされております。前の住職が亡くなった事により、財産を相続した譲渡人と新たに住職となった譲受人がお寺にかかる財産について整理していたところ、お寺の休憩所と駐車場として使用している敷地が農地であった事から申請されたものです。 始末書を添付しての申請となっており、農地に戻すことは困難であるため、今回の転用はやむを得ないと判断します。 また、現在の駐車場に加えて新たな駐車場を5台分増設する計画で、工事計画は許可日から令和7年12月31日までとなっております。 土地造成は整地のみで取水は無く、排水は雨水のみで敷地内水路より既設水路へ放流にて処理をします。 資金計画については、預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されていることが確認しております。 隣接する土地所有者には事業内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局 (北田)	No.2です。明細は総会資料のとおりです。 申請地は、伊賀鉄道丸山駅より北西へ300mほどに位置し、国道422号線沿いにあり、第2種農地に該当します。 譲受人は、現在、株式会社〇〇の役員をしています。 譲渡人は、遠方で農地の管理ができないことから、申請地の近くで会社を営んでいる株式会社〇〇へ相談し、既存の敷地が手狭なことから車両置き場として利用する事となり、申請されたものです。 株式会社〇〇は平成4年5月に設立され、自動車板金塗装及び整備、自動車販売等の事業を営み譲受人と株式会社〇〇との間で賃貸借契約を交わす予定であり、今回の転用はやむを得ないと判断します。 工事計画は、許可日から令和7年10月31日までの計画で、土地造成は整地のみ、取水は無く排水は雨水のみで地下浸透及び既設水路への放流にて処理をします。 資金計画については、預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。

事務局 (北田)	<p>No.3です。明細は総会資料のとおりです。  申請地は、名阪国道下柘植ICから北東へ500mほどに位置し、第2種農地に該当します。  譲受人は、申請地に隣接する宅地を購入し、自宅と社会保険労務士の事務所として一体利用するために申請されたものです。  申請地の〇〇番と〇〇番の2筆については、既に譲渡人が昭和42年より倉庫敷地として利用していたことから顛末書を添付しての申請となっています。  また、〇〇番と〇〇番については、今後、譲受人が自宅の庭と事務所の来客用駐車場として利用したいとの事から申請されたもので、今回の転用はやむを得ないと判断します。  庭と駐車場にかかる工事期間は、許可日から令和7年12月31日までとなっており、土地造成は整地のみの計画です。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透にて処理をします。  資金計画については、預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。  隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。</p>
事務局 (岡嶋)	<p>No.4 詳細については総会資料のとおりです。  申請地は、服部町公民館から南東約200mに位置する土地で、周辺の状況から第2種農地と判断いたします。  施設の概要は、居宅1棟の新築で、建築面積は114.44㎡許可基準である建ぺい率20%を満たしております。  土地造成は整地のみで、取水は上下水道から引き込み、汚水は合併浄化槽から公共下水道へ接続放流、雨水は既設水路に放流します。  資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。  隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に対して支障はありません。  なお、申請地は、居住家屋が多く宅地化が進んでいる区域であることから転用はやむを得ないものと考えます。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、依那古地区、西柘植地区、府中地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
藤室委員	<p>依那古地区です。No.1とNo.2がございます。  7月31日に現地立会を行いました。  No.1につきましては、休憩所と倉庫となっております、これはお寺が使用しております、今回お寺の住職が買うという事からこういう状態で、農地を宅地に変更したいというような事とございます。  これはやむを得ない話ではないかと思われまます。</p> <hr/> <p>No.2につきましては、私の地区でございますが、これにつきましては、以前、譲渡人が現在滋賀県におられますもので、地区で花壇として利用してはいこうじゃないかという事で老人クラブがその世話をしていたんですけど、老人クラブが解散したものですから、その土地を返すという事で返却をした経緯で、返された方も困ったとの事でたまたま近くで自動車屋をしている方がおられましたので、その方に購入していただくという事ですのでよろしくお願ひいたします。</p>
田中委員	<p>西柘植ですけども、7月28日に関係者一同現地確認を行いました。  先ほど事務局から説明のあったとおり、現在、申請地は住居敷地内の土地なんですけど、事務所と住居という事で問題はないと思います。 よろしくお願ひいたします。</p>
高田委員	<p>7月28日に関係者で現地立会を行いました。  事務局の説明どおりで何も問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>

議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ないようですので質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第3号 No.1～No.4について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第3号 No.1～No.4について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～No.4については、原案どおり許可することに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第3号 No.5～No.13について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (勝本)	<p>No.5 申請内容は総会資料のとおりです。  申請地は、法花集落センターから北東に300mほどで7月に農用区域内から農業用施設用地に用途変更されました。  譲受人の農業生産法人株式会社〇〇は法花地区を中心に施設栽培を行っている認定農業者です。  申請地は、令和2年から農業用施設として農業用倉庫・休憩所・駐車場として利用していたことから、現状に合うよう是正するために始末書を添付しての申請となっており、農地に戻すことも困難であるため、今回の転用はやむを得ないと判断します。  取水は無く、排水は雨水のみで既設水路に放流します。  隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。</p>
事務局 (勝本)	<p>続きまして、No.6 申請内容は総会資料のとおりです。  申請地は、成和西小学校から西に150mほどに位置した第2種農地です。  譲受人の〇〇株式会社は平成26年8月2日に設立され、主に太陽光発電事業を行っている会社です。  施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。  申請地は、譲渡人と譲受人が太陽光発電施設として利用する事を了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。  土地造成は整地のみで、取水は無く、排水は雨水のみで既設水路に放流します。  また、周囲にフェンス等を設置し、太陽光パネルを528枚設置、フィット工によらない太陽光発電施設になっております。工事計画は令和7年10月1日から令和8年3月31日までの計画です。  資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。  隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。</p>

<p>事務局 (勝本)</p>	<p>続きまして、No.7 申請内容は総会資料のとおりです。  申請地は、東高倉地区公民館の西隣に位置した第3種農地と判断します。  譲受人の株式会社〇〇は令和3年9月22日に設立され、主に太陽光発電事業を行っている会社です。  施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。  申請地は、譲渡人と譲受人が太陽光発電施設として利用することを了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。  土地造成は整地のみ、取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透です。周囲にフェンスを設置し、防草シートを敷設します。太陽光パネルを162枚設置、フィット工によらない太陽光発電施設となっております。  工事計画は、許可日から令和7年12月31日までの計画です。  資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。  隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
<p>事務局 (勝本)</p>	<p>続きまして、No.8 申請内容は総会資料のとおりです。  申請地は、JAいがふるさと上野北支店の道向かいの西側の土地で、第2種農地と判断します。  施設の概要は、896㎡の内414.34㎡地積測量図に添付された一部転用で居宅の新築です。居宅につきましては、転用面積414.34㎡で建築面積が91.09㎡であるため、建ぺい率は22.04%となり、許可基準の22%を満たしております。  土地造成は整地のみで取水は上水道、汚水生活排水は公共下水を利用します。雨水については、自然浸透及び屋外雨水排水工事を行い、既設水路に排出します。  また、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぎます。  資金計画については、銀行ローンの事前審査が通っており、必要な資金が確保されていることを確認しています。  隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に支障はなく、今回の転用はやむを得ないものと考えます。</p>
<p>事務局 (勝本)</p>	<p>続きまして、No.9とNo.10は譲受人が同一の案件ですので、併せて説明させていただきます。 No.9、No.10 申請内容は総会資料のとおりです。  2件の申請について、譲受人が同じですが農地は隣接せず、100mほど離れていることから2つに分けての申請です。  申請地は、西山地区の春日神社から南西へ300～400mに位置した第2種農地と判断いたします。  譲受人の株式会社〇〇は昭和53年3月4日に設立され、主に太陽光発電事業を行っている会社です。  施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。  申請地は、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ、了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。  土地造成は整地のみで、取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透の計画です。また、周囲にフェンスを設置し、太陽光パネルをNo.9については170枚、No.10につきましては128枚を設置、フィット工によらない太陽光発電施設となっております。  資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。  隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。</p>

<p>事務局 (勝本)</p>	<p>続きまして、No.11 申請内容は総会資料のとおりです。  申請地は、猪田神社から北に400mほどに位置した第2種農地と判断します。  譲受人の〇〇合同会社は令和元年9月9日に設立され、太陽光発電事業を行っている会社です。  施設の概要は、申請地とそれに隣接する宅地と雑種地を利用して太陽光発電施設として利用するものです。  申請地は、譲渡人と譲受人が太陽光発電施設として利用する事を了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。  土地造成は整地のみ、設置後は人間的に草刈りを実施します。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路へ放流します。また、周囲にフェンスを設置し、太陽光パネルを166枚を設置、フィット工によらない太陽光発電施設となっています。  工事計画については、許可日から令和7年10月末までの計画です。  資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金があることを確認しています。  隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。</p> <p>また、本日、猪田地区の農業委員さんは欠席されておりますが、7月30日に関係者一同で現地立会を行い、問題はないとのご意見をいただいております。</p>
<p>事務局 (山出)</p>	<p>続きまして、No.12 明細については総会資料のとおりです。  申請地は、名阪国道上野東ICより北に500mほどに位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地に該当します。  申請概要については、建設業務にかかる資材及び重機の置場として活用する計画で、既存の用地に隣接する土地で利便性もよく、旧市街化区域の農地で長年耕作されていないことから、今回の転用はやむを得ないと判断します。  計画概要として、工期は許可日から令和7年10月31日までで、土地造成は整地のみで取水・汚水は無く、排水は雨水のみで地下浸透及び集水桝より既設水路へ放流します。  工事にかかる資金計画については、残高が証明できる書類も提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。  また、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に対して影響はありません。</p>

<p>事務局 (山出)</p>	<p>続きまして、No.13 明細については総会資料のとおりです。  申請地は、伊賀鉄道四十九駅のホーム東向いに位置する線路沿いにある農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地に該当します。  申請概要については、譲渡人の母親がその申請地で生活をしておりまして令和5年1月にお亡くなりになりまして、その後、その娘さんが土地と建物を相続いたしました。本人も遠方で生活しており、今後、伊賀市で生活することもないとの事で、その土地を売却し購入された業者さんからこの度、宅地と農地を含めてのコインランドリー店舗とその利用者の駐車場として活用する計画で申請となりました。  宅地に囲まれた狭小な農地であって、長年耕作されていないことから、今回の転用はやむを得ないと判断します。  計画概要として、工期は許可日から令和8年1月31日までの計画で、土地造成はコインランドリー店舗併用で1棟、利用者駐車場7台分を設ける計画で、取水については伊賀市上下水道を利用、施設内の汚水・雑排水は浄化槽で対応いたしまして、その他の排水(駐車場の雨水など)については、境界に設置する集水桝より排水路へ放流する予定です。  工事にかかる資金計画については、農地転用に必要な資金に関する融資の証明書も添付されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。  また、隣接する土地関係者への説明及び了承も得ており、工事に伴う関係機関(伊賀鉄道・警察・市等)とも協議済みで、周辺農地に対して影響はありません。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の説明に関連して、花之木地区、新居地区、久米地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
<p>門口委員</p>	<p>No.5です。  事務局の説明のとおりで、実態は5年ほど前から農舎(農作業用の施設を含めて)運営しているという話がありまして、〇〇につきましては、この周辺でハウスとか稲作とかを手広くやっているという事でありまして、実際の使用者の方に売却されたという事です。内容については、何ら問題はないと判断いたしました。</p> <hr/> <p>No.6なんですけども、太陽光発電の設置の件になります。  面積の方は2,600㎡と非常に広い土地でありますけども、その隣接する農地も既に太陽光発電が設置されております。  排水の関係ですが、現場でも確認いたしまして、既設水路については一部変更して新設するという事で、排水についても問題はないと思われまます。また、メンテナンスもするという事で致し方ないと思ひます。  よろしくお願ひいたします。</p>
<p>森田委員</p>	<p>No.7です。住宅地内の耕作放棄地で草もだいぶ伸びていたんですけど、今回、太陽光発電という事で、家は隣接しているんですけども景観的に草が伸び放題の耕作放棄地よりも景観は保たれているのかなという感じがして、近所の方も反対されていないようなので仕方ないのかなと思ひました。</p> <hr/> <p>No.8の地区の住宅なんですけど、こちらも耕作放棄地になっている田んぼを太陽光という事なんですけど、排水に関しては水路とか何かを増設していかねばならないような工事が大掛りになるようなところなんですけど、景観的にも近くに田んぼもあまりないところなんで近隣に耕作されている方には迷惑がかからない場所に建つような感じなんです。</p> <hr/> <p>No.9、No.10の太陽光なんですけど、西山地区が見渡せるような一番の高台のところにある土地で急な坂道を登って行ったんですけど、今、現状が境目もわからないくらいに草が生い茂っており、測量からこの土地で大丈夫だと思うんで・・・ 会長さんわかりますか 一番高台で島ヶ原寄りのところでした。  その一番高台のところとその横に設置されるとの事です。どんなふうになるかちょっと不安なんですけど・・・ 申請が出ているので太陽光発電になると思ひます。  審議の方よろしくお願ひいたします。</p>

玉岡委員	<p>No.12 久米地区です。 7月31日に現地確認を関係者一同で行いました。先ほどの事務局からの説明のとおりです。 私もここは近くですので、今まで農地パトロールでも雑草が生い茂ってどこが境目かわからないところだったんですけども、〇〇さんの重機が置いてあるところで、窪地に水が溜まって環境に悪い状態だったんですけども、少しでも重機置場や資材置場にさせていただけるのならありがたいと思っています。 よろしく願いいたします。</p> <p>続いて、No.13 7月31日に関係者一同現地確認を行いました。この物件についても先ほど事務局からの説明のとおりでございます。 伊賀鉄道四十九駅近くの踏切のところですが、ここにおばあさん住まいされていたんですけど、周りが荒れ放題で雑草も生い茂っておりますけど、今回、購入された〇〇さんが造成されてコインランドリーという事で、駅周辺も環境が良くなるなと思っています。</p>
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	No.5ですけど、これ、農振区域という事ですよね。
事務局 (勝本)	農振区域の農用地だったんですけど、7月に施設用地に変更されまして、その変更を受けて、今回、農転の申請となっております。
西田委員	これ、農業施設なら別に除外しなくてもよかったのでは？
事務局 (勝本)	いいえ、農用地から農業施設用地に変更をしておかないと建物(倉庫や農舎)を建てることのできないので、申請は必要となります。
西田委員	農振を抜けたらそうなのかな
事務局 (勝本)	そうです。
西田委員	一般の農地だったらどうなの？
事務局 (勝本)	ダメです。
西田委員	一般の農地だったら別にいいの？
事務局 (勝本)	農地にはダメです。農業用施設用に変更をしておかないとダメです。
事務局 (矢野)	先ほど、勝本が農振除外という回答をしましたが、除外はされておられません。
事務局 (勝本)	除外はしておりませんでした。 すいません。
西田委員	除外はせずに施設用地に用地区分を変更したという事なの？
事務局 (勝本)	そういう事です。
西田委員	これはどんな規模であつてもしなくてはならないの？
事務局	規模までは・・・？
西田委員	農振区域でちょっとした小屋みたいな物を建てる場合で、規模が小さかったらいらぬのでは？
事務局 (勝本)	2a未満という規定はありますが、その場合は届出で済むのですが・・・
西田委員	今回は、駐車場も含めて大きな面積を変更したという事ですね。
事務局 (勝本)	はい、そのとおりです。

西田委員	はい、わかりました。 それから、もう1点、No.8なんですけど、896㎡の内413㎡という話なんですけど、これで登記が付けられるの？
事務局 (勝本)	登記は付けられるみたいですが。代理人が先に測量をして法務局との事前協議をしてあるようでして、今は一部転用ですが後ほど分筆をして登記を付けるとの事です。
西田委員	分筆をしないと登記できないでしょ。全体の内、これだけ宅地ですという話にはならないと思うが・・・
事務局 (勝本)	登記上はそうです。
西田委員	だから、今回は農地法(5条)で許可をとって、そして分筆して新しい筆をつかって登記をするという事ですね。
事務局 (勝本)	そういう事です。
西田委員	農地法では別に分筆を求めているんですね。
事務局 (勝本)	分筆までは求めています。地積測量図があれば大丈夫という事ですので
西田委員	きちんとした土地を確定しなくてもいいという事なの？ どこかを転用しますという内容で農地法として許可を出せるのかという話です。
事務局 (勝本)	それは無理です。
西田委員	無理だったらこの件はどうなるの？
事務局 (勝本)	測量も済んでいて、現地を示す杭も打ってある。
西田委員	現地はそうかもしれないけど、要は分筆、土地を確定してからでないで農地法5条の手続きはできないのではという事を聞いているんですけど・・・ 農地の特定をして、初めて農地法の手続きをするのではないの
事務局 (勝本)	どこに住んでいるかという農地の特定はされています。
西田委員	現地は特定されているかはしれないですけど、書類的に(登記的話だけ)〇〇-〇となっている所を〇〇-〇とかにして農地法の手続きをする。
事務局 (勝本)	本来それをしていただけたらありがたいんですけど(制度として農地の測量など)
西田委員	だから、登記に持っていくときでも876㎡の内、413㎡分の5条転用の許可がとれましたって言って登記ができるのかと思って・・・ 筆をおこして、転用しました。宅地にしますと言って登記所に持っていくというやり方かなと思ったもので・・・
事務局 (勝本)	それは代理人に確認が取れているので大丈夫です。法務局でも確認をとっています。
西田委員	大丈夫なんですね。
議長	他にございませんか。
議長	ないようですので質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号 No.5～No.13について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第3号 No.5～No.13について、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一同	挙手(賛成多数)

議長	賛成多数という事で、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」 No.5～No.13については、原案どおり許可相当とすることに決定いたしました。
議長	続きまして、議案第4号「非農地証明下付願について」を議題といたします。 議案第4号 No.1について、事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	議案第4号 非農地証明下付願についてご説明いたします。 総会資料の8ページでございます。
事務局 (矢野)	No.1 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、花垣地区市民センターの北東300mほどに位置する山林の中の土地で、第2種農地に該当します。 当該地につきましては、昭和48年ごろに植林し、現在も山林として利用しています。 木の太さ等から20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で、周囲に影響はなく、非農地として判断することはやむを得ないと判断いたします。 以上です。
議長	只今の説明に関連して、花垣地区の担当委員から現地確認の結果及び補足説明をお願いいたします。
中原委員	花垣です。7月30日に確認に行きました。 事務局の説明どおりで、現状として山林となっております、畑には戻らないという事が現状ですので、よろしくをお願いいたします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第4号 No.1について、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明下付願について」 No.1は原案どおり証明することに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	議案第5号の説明に入る前に、No.81の借受人につきましては、新規営農者に当たるため、8月1日に新規営農審査会を行いました。 このことの内容について、譲受人の〇〇さんは年齢30歳で4年ほど前から自然循環型農業を独自で学び、自然農法による果樹園をするために農地を探していたところ、2024年度農地中間管理機構による三重農業ビジネスプランコンテストの募集を見て応募し、当該農地において、ブルーベリーを中心に栽培する内容で採用された方です。 本人と妻が兼業ですが常時従事し、ハンマーナイフモアや草刈り機等の機械も購入済みで、荒れていた当該農地を既に整備し、きれいにした状態でブルーベリーやキウイ・ムクナ豆等を栽培中でございます。 新規営農者の内容は以上です。
	総会資料9ページをご覧ください。 議案第5号「農地利用集積等促進計画について」ご説明します。
	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項により、伊賀市長より農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。
	利用権設定された土地として、新規設定29件で田:46筆、畑:74筆で計画面積が合計380,171㎡です。
	詳細につきましては、議案書11ページをご覧ください。
	花之木地区 整理番号80 1件 筆数:7筆 面積:3,425㎡

事務局 (勝本)	議案書12ページ 古山地区 整理番号81 1件 筆数:5筆 面積:36,143㎡	
	議案書12～13ページ 花垣地区 整理番号80 1件 筆数:54筆 面積:182,734㎡	
	議案書15ページ 古山地区 整理番号81 1件 筆数:1筆 面積:10,902㎡	
	議案書16ページ 花垣地区 整理番号82～83 2件 筆数:7筆 面積:45,142㎡	
	議案書18～21ページ 河合地区 整理番号84～90 7件 筆数:21筆 面積:21,583㎡	
	議案書22ページ 玉瀧地区 整理番号91 1件 筆数:1筆 面積:1,031㎡	
	議案書23ページ 依那古地区 整理番号92 1件 筆数:1筆 面積:620㎡	
	議案書24ページ 壬生野地区 整理番号93～94 2件 筆数:2筆 面積:3,187㎡	
	議案書26～29ページ 山田地区 整理番号95～100 6件 筆数:8筆 面積:14,819㎡	
	議案書30～33ページ 上津地区 整理番号108～108 8件 筆数:13筆 面積:29,765㎡	
	先ほど申しあげましたように、田:46筆、畑:74筆、合計:120筆で面積は380,171㎡です。	
	事務局 (岡嶋)	続きまして、売買事業について説明させていただきます。 総会資料35ページをご覧ください。
	事務局 (岡嶋)	整理番号109 所有権の移転を受ける者は、松阪市の公益財団法人 三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さんで、所有権を移転する者は、朝屋の〇〇さんです。 所有権を移転する土地は、朝屋地内の田:2筆、面積は合計4,381㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和7年10月23日を予定しております。
	事務局 (岡嶋)	整理番号110 所有権の移転を受ける者は、朝屋の〇〇さんで、所有権を移転する者は、松阪市の公益財団法人 三重県農林水産支援センター 代表理事 中野 敦子さんです。 所有権を移転する土地は、朝屋地内の田:2筆、面積は合計1,381㎡です。 農地売買等事業により引き渡しを行う日は、令和7年10月23日を予定しております。
事務局 (勝本)	以上の農地利用等促進計画の内容は、権利の設定を受けた後において、備えるべき要件である耕作の作業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、また、耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められ、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしております。 以上が農用地利用集積計画の説明となります。 以上です。	
議長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 ご意見ございませんか。	

西田委員	No.82、No.83ですが、設定を受ける方は大阪八尾の会社なんですけども、施設園芸、これ、予野でされるの？それとも、予野の畑をされるの？ 八尾からだいぶ距離があるんですけど…… 効率的に栽培とかできるなどの要件に合致しているんでしょうか？
事務局 (矢野)	こちらの案件は再設置行きとなっております、実際は再設定となっております、間が空いたため新規扱いになってはいますが、もう、何年も前からこちらで施設園芸を大々的にやっている方なので……
森下委員	もう、20年前からやってくれています。 大きな苗(種苗)の施設で大阪(本社等)へ配送したり、こちらで苗を大きくしたりとかしてくれています。 兄弟で経営されておまして、どちらかが当市のゆめが丘で住んでおられるはずですよ。
西田委員	そんな感じですね。名前がいっしょやから
事務局 (矢野)	No.83の方が住所がゆめが丘になっています。
森下委員	大阪(八尾)でも結構有名な会社で、大規模にやってくれています。
西田委員	野菜の苗ですか？
森下委員	お花の苗です。今は野菜の苗も作っておられますが、主に花の苗でポットに植えて、こちらだったらコメリとか大きなホームセンターへ卸してくれています。 規模的にこの地域にないような規模になっています。
西田委員	親族がたまたま予野に土地をもっていたから、ここで栽培をするという事ですね。
事務局 (矢野)	その辺の経緯までは分かりかねます。
森下委員	元々、大阪から来て、農地を借りて少しずつ経営してくれていましたが、だんだん規模が拡大されてきました。
西田委員	この近所で？ こちら辺でやられているんですか？
森下委員	この近辺で初めは小さくされていたんですが、だんだん大きくされてきました。 大きな会社ですので……
事務局 (矢野)	今回、No.82とNo.83を合わせて4haぐらいありますので、これがほぼすべて敷地面積になるかなと思います。
西田委員	これ、初めて伊賀でやろうという事になった訳ですか？
事務局 (矢野)	この案件については新規再設定となっているんですけども、実際は20年ほど前から伊賀で経営されていて、こちらは既に契約は出されていたんですけど、時期がずれてしまって契約手続きが1ヶ月～2ヶ月の間が空いてしまったので新規という扱いになってしまっているだけで、正味は再設定(継続)という内容です。
議長	他にございませんか。
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第5号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第5号「農地利用集積等促進計画案について」は、計画案のとおり意見の決定をすることといたします。
議長	以上で本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。
議長	続きまして、事務局からの連絡事項等がございますか。

事務局長	<p>すいません。事務連絡としまして総会の事項書をご覧いただきたいんですけども、3つ目のその他の項です。</p> <p>○(まる)の1つ目は冒頭で説明していただきました分で、2つ目の○(まる)農地利用状況調査と言いまして、通称「農地パトロール」と言っているものなんですけど、これを10月、11月の2ヶ月で行いますと、そのための説明会を10月1日(水)の午後2時から予定しております。場所については、ゆめが丘の「ゆめぼりすセンター」の方で行う計画をしております。</p> <p>また改めてご案内申し上げるんですけど、この会議については、これだけでなく農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんと合わせて80名の合同研修会という形で行わせていただいで、最初に県農業会議の方から研修をしていただいで、その後にパトロールの説明をさせていただくという2本立てで行いたいと思います。</p> <p>それで、今回の農地パトロールにつきましては、タブレット端末を使用したいと思っています。現在、タブレット端末をご自宅の方で保管されている方もおられると聞いておりまして、今の状態では使用することができないので、市の方でアップデートをして使える状態にしますので、9月10日までにタブレット端末をご自宅の方でお持ちの方は、一旦、事務局の方へ用事等がありましたらご持参いただきたいと思います。</p> <p>9月10日までに、一旦ご返却という事でよろしくお願ひしたいと思います。</p>
事務局長	<p>次に、他の課の所管案件ですけども、このチラシを入れさせていただいていますが、いよいよ8月27日に「伊賀流忍者体験施設」がオープンしますという事で、明日、明後日なんですけども、中心市街地周辺でライトアップイベントがあります。みなさんのご近所の方だとか、市内、市外の親族やお知り合いの方に対して、PRをよろしくお願ひいたしますという事です。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議長	<p>次回の総会は9月10日の13:30から2階の202・203会議室で行います。</p> <p>本日は、ご苦勞様でした。</p>

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 7年 9月10日

会 長

坂本 榮二

㊞

議事録署名者

西口 育男

㊞

議事録署名者

喜久永 富美代

㊞